

山口県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>3 指定地方行政機関（1-1-6）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中国四国農政局</td> <td> 1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関すること。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、<u>農林漁業金融公庫</u>の資金等の融資に関すること。 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国地方測量部</td> <td> <u>1 地理空間情報の活用に関すること。</u> <u>2 防災関連情報の活用に関すること。</u> <u>3 地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>4 復旧測量等の実施に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国農政局	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関すること。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、 <u>農林漁業金融公庫</u> の資金等の融資に関すること。 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。	(略)	(略)	中国地方測量部	<u>1 地理空間情報の活用に関すること。</u> <u>2 防災関連情報の活用に関すること。</u> <u>3 地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>4 復旧測量等の実施に関すること。</u>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>3 指定地方行政機関（1-1-6）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中国四国農政局</td> <td> 1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関すること。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、<u>日本政策金融公庫</u>の資金等の融資に関すること。 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国地方測量部</td> <td> <u>1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。</u> <u>2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力に関すること。</u> <u>3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査に関すること。</u> <u>4 (削除)</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国農政局	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関すること。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、 <u>日本政策金融公庫</u> の資金等の融資に関すること。 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。	(略)	(略)	中国地方測量部	<u>1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。</u> <u>2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力に関すること。</u> <u>3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査に関すること。</u> <u>4 (削除)</u>	<p></p> <p style="text-align: center;">表現の適正化</p> <p style="text-align: center;">表現の適正化</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
中国四国農政局	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関すること。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、 <u>農林漁業金融公庫</u> の資金等の融資に関すること。 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。																	
(略)	(略)																	
中国地方測量部	<u>1 地理空間情報の活用に関すること。</u> <u>2 防災関連情報の活用に関すること。</u> <u>3 地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>4 復旧測量等の実施に関すること。</u>																	
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
中国四国農政局	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関すること。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、 <u>日本政策金融公庫</u> の資金等の融資に関すること。 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。																	
(略)	(略)																	
中国地方測量部	<u>1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。</u> <u>2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力に関すること。</u> <u>3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査に関すること。</u> <u>4 (削除)</u>																	
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県</p> <p>4 県民に対する普及啓発（2-1-3）</p> <p>(1) 家庭での予防・安全対策</p> <p>ア ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認</p> <p>イ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認</p> <p>ウ 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄</p> <p>エ 非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p> <p>オ 家具等の転倒防止対策</p> <p>カ 消火器の普及</p> <p>キ 保険・共済等への加入</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県</p> <p>4 県民に対する普及啓発（2-1-3）</p> <p>(1) 家庭での予防・安全対策</p> <p>ア ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認</p> <p>イ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認</p> <p>ウ 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄</p> <p>エ 非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</p> <p>オ 家具等の転倒防止対策</p> <p>カ 消火器の普及</p> <p>キ 保険・共済等への加入 <u>(地震保険等)</u></p>	<p></p> <p style="text-align: center;">財務省からの指摘に伴う修正</p>																

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化</p> <p>第1節 建築物の耐震化</p> <p>第2項 県所有建築物等の耐震化（2-5-2）</p> <p>1 防災上重要な建築物の耐震化</p> <p>防災上重要な建築物</p> <p>(1) 災害対策本部組織が設置される施設（県庁舎、総合庁舎等）</p> <p>(2) 医療救護活動施設（健康福祉センター（環境保健所）等）</p> <p>(3) 応急対策活動施設（警察署、<u>土木（建築）</u>事務所、健康福祉センター（福祉事務所）等）</p> <p>(4) 避難収容施設（県立学校等）</p> <p>(5) 社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等）</p> <p>(6) 不特定多数の者が利用する施設・ライフライン関係施設・危険物取扱い施設（社会教育施設、発電所等）</p> <p>第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保</p> <p>第5項 治山施設（2-5-7）</p> <p>山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。</p> <p><u>崖渓流等</u>に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び渓床、渓岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び 山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。</p> <p>また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。</p> <p>第8章 災害応急体制の整備</p> <p>第1節 職員の体制</p> <p>第1項 県</p> <p>1 配備体制</p> <p>(1) 災害対策本部未設置（2-8-2）</p>	<p>第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化</p> <p>第1節 建築物の耐震化</p> <p>第2項 県所有建築物等の耐震化（2-5-2）</p> <p>1 防災上重要な建築物の耐震化</p> <p>防災上重要な建築物</p> <p>(1) 災害対策本部組織が設置される施設（県庁舎、総合庁舎等）</p> <p>(2) 医療救護活動施設（健康福祉センター（環境保健所）等）</p> <p>(3) 応急対策活動施設（警察署、<u>土木建築</u>事務所、健康福祉センター（福祉事務所）等）</p> <p>(4) 避難収容施設（県立学校等）</p> <p>(5) 社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等）</p> <p>(6) 不特定多数の者が利用する施設・ライフライン関係施設・危険物取扱い施設（社会教育施設、発電所等）</p> <p>第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保</p> <p>第5項 治山施設（2-5-7）</p> <p>山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。</p> <p><u>荒廃渓流等</u>に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び渓床、渓岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び 山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。</p> <p>また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。</p> <p>第8章 災害応急体制の整備</p> <p>第1節 職員の体制</p> <p>第1項 県</p> <p>1 配備体制</p> <p>(1) 災害対策本部未設置（2-8-2）</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>																																								
<table border="1" data-bbox="195 1140 1383 2016"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配備基準</th> <th rowspan="2">配備体制</th> <th colspan="2">本庁</th> <th rowspan="2">出先機関及び市町</th> <th rowspan="2">職員配備基準</th> </tr> <tr> <th>配備課</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度4の地震発生</td> <td>警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(震度4を感知した市町またはダムを所管する関係出先機関) ・<u>土木（建築）</u>事務所 ・港湾管理事務所 ・<u>錦川総合開発事務所</u> ・ダム管理事務所 ・山口宇部空港事務所 ・西部利水事務所 ・東部発電事務所 ・工業用水道事務所</td> <td>あらかじめ所属長が指名した職員</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(震度4を感知した市町) (関係市町を所管する関係出先機関) ・農林水産事務所 ・下関農林事務所 ・下関水産振興局 ・<u>土木（建築）</u>事務所 ・港湾管理事務所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配備基準	配備体制	本庁		出先機関及び市町	職員配備基準	配備課	人数	震度4の地震発生	警戒体制	(略)	(略)	(震度4を感知した市町またはダムを所管する関係出先機関) ・ <u>土木（建築）</u> 事務所 ・港湾管理事務所 ・ <u>錦川総合開発事務所</u> ・ダム管理事務所 ・山口宇部空港事務所 ・西部利水事務所 ・東部発電事務所 ・工業用水道事務所	あらかじめ所属長が指名した職員	津波注意報				(震度4を感知した市町) (関係市町を所管する関係出先機関) ・農林水産事務所 ・下関農林事務所 ・下関水産振興局 ・ <u>土木（建築）</u> 事務所 ・港湾管理事務所		<table border="1" data-bbox="1501 1140 2689 2016"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配備基準</th> <th rowspan="2">配備体制</th> <th colspan="2">本庁</th> <th rowspan="2">出先機関及び市町</th> <th rowspan="2">職員配備基準</th> </tr> <tr> <th>配備課</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度4の地震発生</td> <td>警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(震度4を感知した市町またはダムを所管する関係出先機関) ・<u>土木建築</u>事務所 ・港湾管理事務所 ・<u>(削除)</u> ・ダム管理事務所 ・山口宇部空港事務所 ・西部利水事務所 ・東部発電事務所 ・工業用水道事務所</td> <td>あらかじめ所属長が指名した職員</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(震度4を感知した市町) (関係市町を所管する関係出先機関) ・農林水産事務所 ・下関農林事務所 ・下関水産振興局 ・<u>土木建築</u>事務所 ・港湾管理事務所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配備基準	配備体制	本庁		出先機関及び市町	職員配備基準	配備課	人数	震度4の地震発生	警戒体制	(略)	(略)	(震度4を感知した市町またはダムを所管する関係出先機関) ・ <u>土木建築</u> 事務所 ・港湾管理事務所 ・ <u>(削除)</u> ・ダム管理事務所 ・山口宇部空港事務所 ・西部利水事務所 ・東部発電事務所 ・工業用水道事務所	あらかじめ所属長が指名した職員	津波注意報				(震度4を感知した市町) (関係市町を所管する関係出先機関) ・農林水産事務所 ・下関農林事務所 ・下関水産振興局 ・ <u>土木建築</u> 事務所 ・港湾管理事務所		<p>表現の適正化</p> <p>組織改編</p> <p>表現の適正化</p>
配備基準			配備体制	本庁			出先機関及び市町	職員配備基準																																		
	配備課	人数																																								
震度4の地震発生	警戒体制	(略)	(略)	(震度4を感知した市町またはダムを所管する関係出先機関) ・ <u>土木（建築）</u> 事務所 ・港湾管理事務所 ・ <u>錦川総合開発事務所</u> ・ダム管理事務所 ・山口宇部空港事務所 ・西部利水事務所 ・東部発電事務所 ・工業用水道事務所	あらかじめ所属長が指名した職員																																					
津波注意報				(震度4を感知した市町) (関係市町を所管する関係出先機関) ・農林水産事務所 ・下関農林事務所 ・下関水産振興局 ・ <u>土木（建築）</u> 事務所 ・港湾管理事務所																																						
配備基準	配備体制	本庁		出先機関及び市町	職員配備基準																																					
		配備課	人数																																							
震度4の地震発生	警戒体制	(略)	(略)	(震度4を感知した市町またはダムを所管する関係出先機関) ・ <u>土木建築</u> 事務所 ・港湾管理事務所 ・ <u>(削除)</u> ・ダム管理事務所 ・山口宇部空港事務所 ・西部利水事務所 ・東部発電事務所 ・工業用水道事務所	あらかじめ所属長が指名した職員																																					
津波注意報				(震度4を感知した市町) (関係市町を所管する関係出先機関) ・農林水産事務所 ・下関農林事務所 ・下関水産振興局 ・ <u>土木建築</u> 事務所 ・港湾管理事務所																																						

現 行

7 業務継続計画（BCP）の策定等（2-8-4）

県は、大規模災害が発生し、県庁が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）や受援計画、応援計画を策定する。また、市町に業務継続計画（BCP）や受援計画、応援計画を作成するよう助言する。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

第1項 協定の締結

1 県における協定の締結

(2) 医療救護活動に関する協定（2-8-5）

- ア 県医師会、県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会及び日本赤十字社山口県支部との協定
- イ 災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院との協定

第3節 自衛隊との連携体制

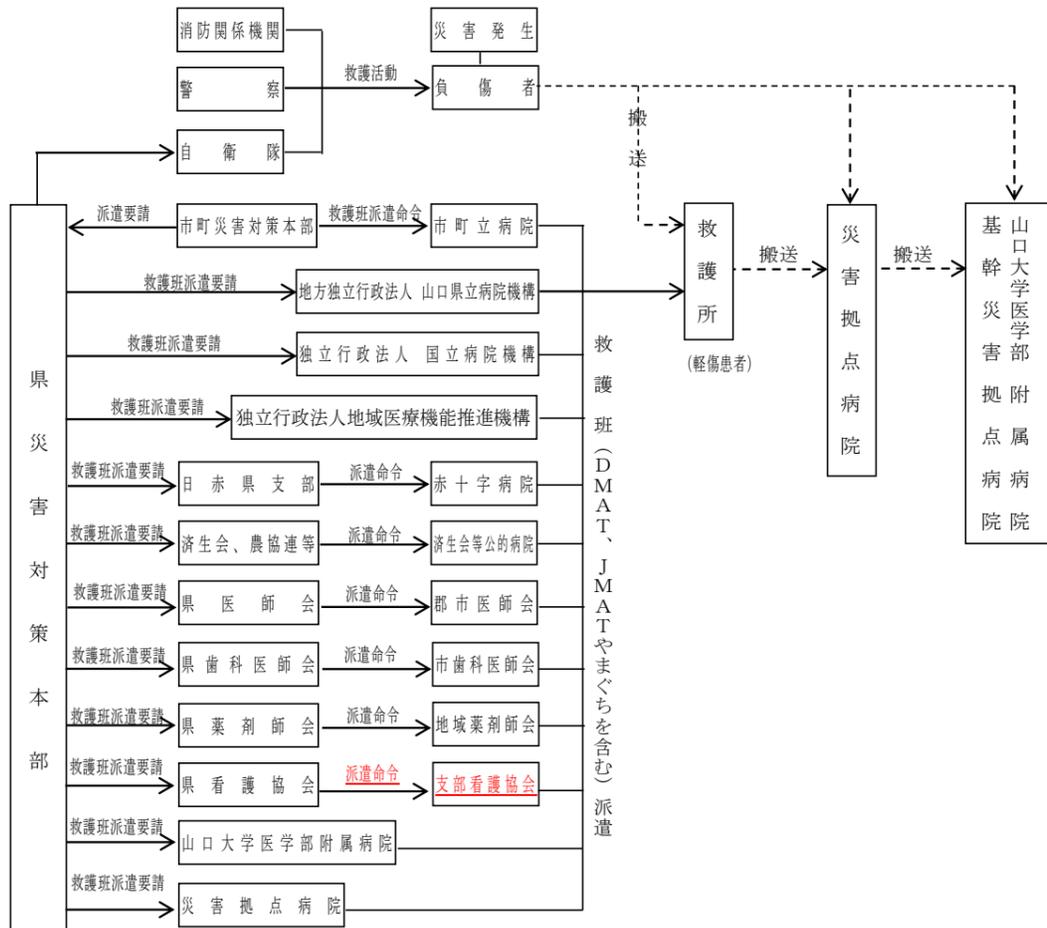
第1項 県（2-8-7）

部隊名	電話番号
陸上自衛隊第17普通科連隊	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) <u>217</u>

第10章 救助・救急、医療活動

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立（2-10-3）



修 正 案

7 業務継続計画（BCP）の策定等（2-8-4）

県は、大規模災害が発生し、県庁が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、県防災計画と連動した業務継続計画（BCP）や、受援計画・応援計画を策定する。また、市町に業務継続計画（BCP）や受援計画、応援計画を作成するよう助言する。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

第1項 協定の締結

1 県における協定の締結

(2) 医療救護活動に関する協定（2-8-5）

- ア 県医師会、県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会及び日本赤十字社山口県支部との協定
- イ 災害派遣医療チーム(DMAT)指定病院との協定
- ウ 災害支援ナースの所属する医療機関との協定

第3節 自衛隊との連携体制

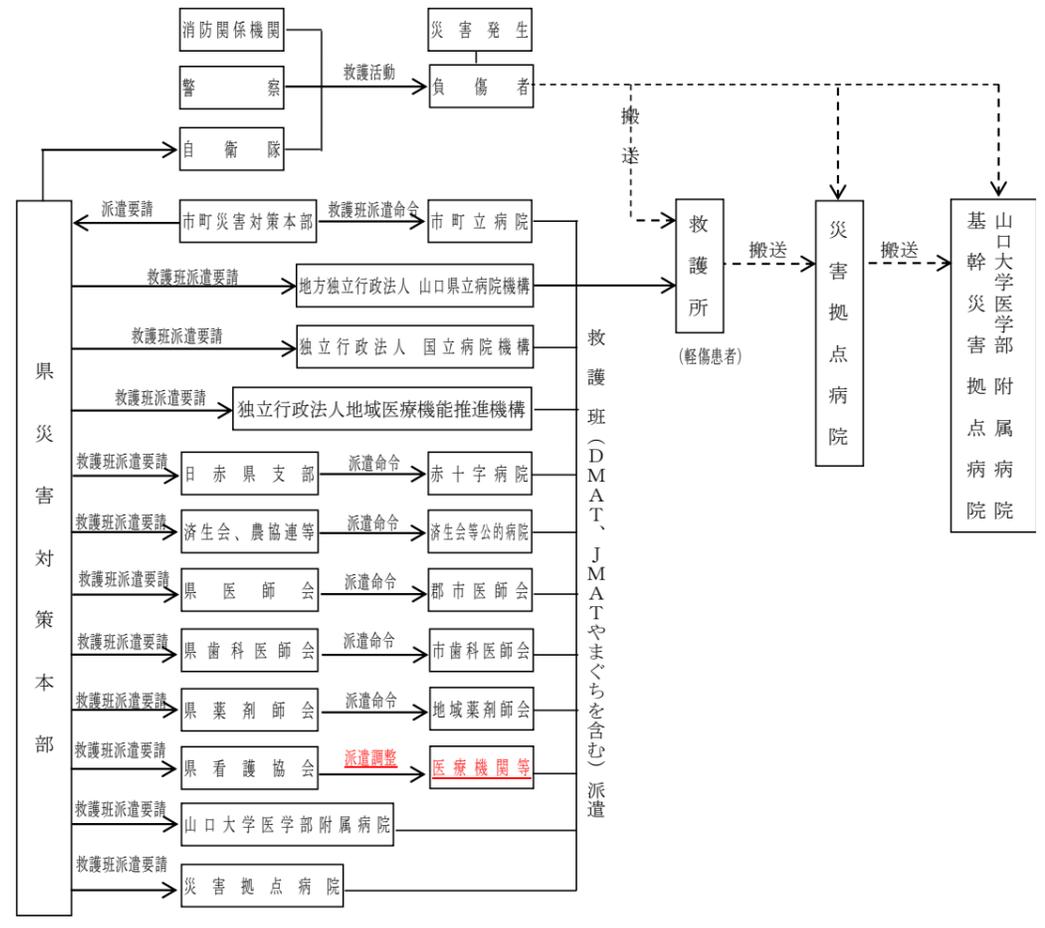
第1項 県（2-8-7）

部隊名	電話番号
陸上自衛隊第17普通科連隊	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) <u>035-217</u>

第10章 救助・救急、医療活動

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立（2-10-3）



備 考

山口県業務継続計画の改定に伴う修正

医療法改正に伴う追加

表現の適正化

表現の適正化

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2項 健康管理体制の確立（2-10-5） 2 県は、必要と認めるときは、県看護協会<u>に対し、看護職員の派遣を養成する。</u></p> <p>第16章 施設、設備等の応急復旧体制（2-16-1）</p> <div data-bbox="121 352 943 1241"> <pre> graph LR Root[施設、設備等の応急復旧体制] --> Public[公共施設等の応急復旧体制] Root --> Lifeline[ライフライン施設の応急復旧体制] Public --> PublicCivil[公共土木施設等] Public --> PublicFacilities[公共施設] Public --> Railway[鉄道施設] Lifeline --> WaterSupply[水道事業者] Lifeline --> Sewerage[下水道事業者] Lifeline --> IndustrialWater[工業用水道事業者] Lifeline --> Electric[電気事業者] Lifeline --> Gas[ガス事業者] Lifeline --> Telecommunications[通信事業者] </pre> </div> <p>第2節 ライフライン施設の応急復旧体制 第4項 <u>電気事業者</u></p>	<p>第2項 健康管理体制の確立（2-10-5） 2 県は、必要と認めるときは、県看護協会<u>を通して、災害支援ナース等の派遣を要請する。</u></p> <p>第16章 施設、設備等の応急復旧体制（2-16-1）</p> <div data-bbox="1427 352 2338 1241"> <pre> graph LR Root[施設、設備等の応急復旧体制] --> Public[公共施設等の応急復旧体制] Root --> Lifeline[ライフライン施設の応急復旧体制] Public --> PublicCivil[公共土木施設等] Public --> PublicFacilities[公共施設] Public --> Railway[鉄道施設] Lifeline --> WaterSupply[水道事業者] Lifeline --> Sewerage[下水道事業者] Lifeline --> IndustrialWater[工業用水道事業者] Lifeline --> Electric[電気事業者・送配電事業者] Lifeline --> Gas[ガス事業者] Lifeline --> Telecommunications[通信事業者] </pre> </div> <p>第2節 ライフライン施設の応急復旧体制 第4項 <u>電気事業者・送配電事業者</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p>

現 行

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

第1節 県の活動体制

第4項 動員配備計画

1 配備体制

(1) 地震(3-1-7)

イ 災害対策本部設置

配備の時期	種別	体制の概要
震度6強以上の地震が発生した場合	緊急非常体制	(1) 同要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 (2) 県の総力をあげて災害対策に取り組む体制 (3) 全職員による体制

(2) 津波(3-1-7)

イ 災害対策本部設置

配備の時期	種別	体制の概要
津波により、県の組織を挙げて災害対応が必要な場合	緊急非常体制	(1) 同要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 (2) 県の総力をあげて災害対策に取り組む体制 (3) 全職員による体制

第6項 地方機関の所掌事務

4 地方機関の所掌事務(3-1-18)

対策部・班	関係機関	所掌事務
(略)	ダム管理事務所 <u>錦川総合開発事務所</u>	(18)ダム施設(堤体、付属機器設備等)の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること。 (19)ダム関係機関との連絡調整に関すること。

修 正 案

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

第1節 県の活動体制

第4項 動員配備計画

1 配備体制

(1) 地震(3-1-7)

イ 災害対策本部設置

配備の時期	種別	体制の概要
震度6強以上の地震が発生した場合 <u>※速やかに業務継続計画を発動する。</u>	緊急非常体制	(1) 同要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 (2) 県の総力をあげて災害対策に取り組む体制 (3) 全職員による体制

(2) 津波(3-1-7)

イ 災害対策本部設置

配備の時期	種別	体制の概要
津波により、県の組織を挙げて災害対応が必要な場合 <u>※速やかに業務継続計画を発動する。</u>	緊急非常体制	(1) 同要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 (2) 県の総力をあげて災害対策に取り組む体制 (3) 全職員による体制

第6項 地方機関の所掌事務

4 地方機関の所掌事務(3-1-18)

対策部・班	関係機関	所掌事務
(略)	ダム管理事務所 <u>(削除)</u>	(18)ダム施設(堤体、付属機器設備等)の被害状況調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関すること。 (19)ダム関係機関との連絡調整に関すること。

備 考

山口県業務継続計画の改定に伴う修正

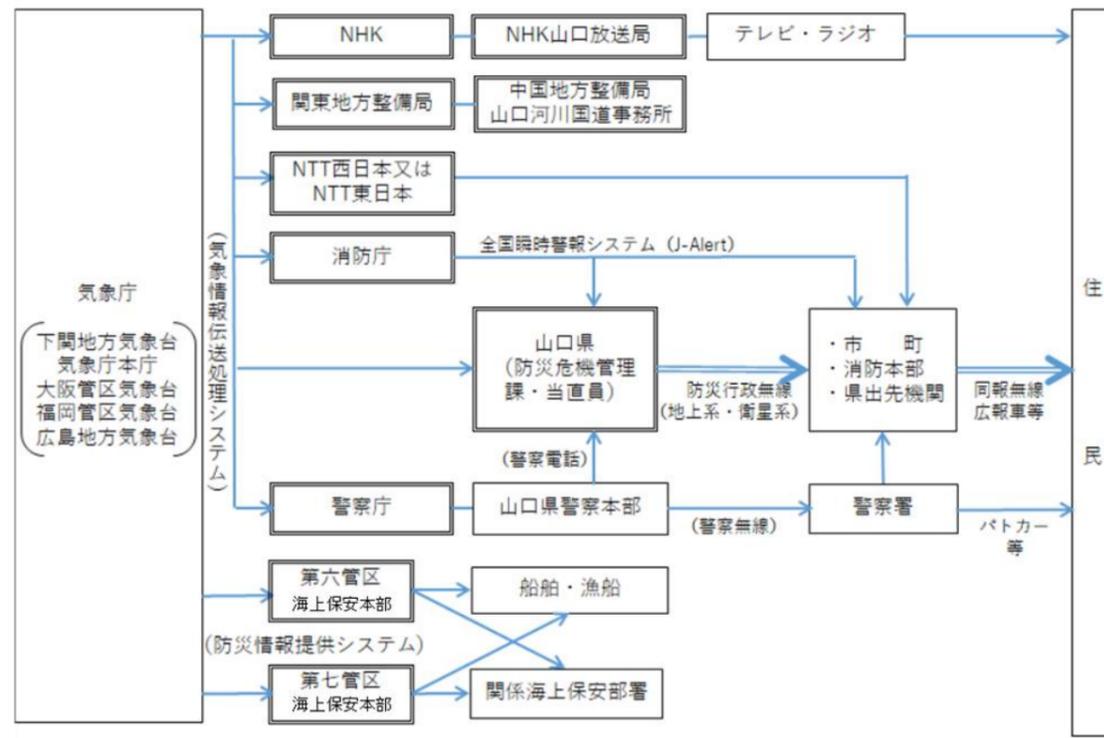
組織改編

現 行

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達（3-2-3）

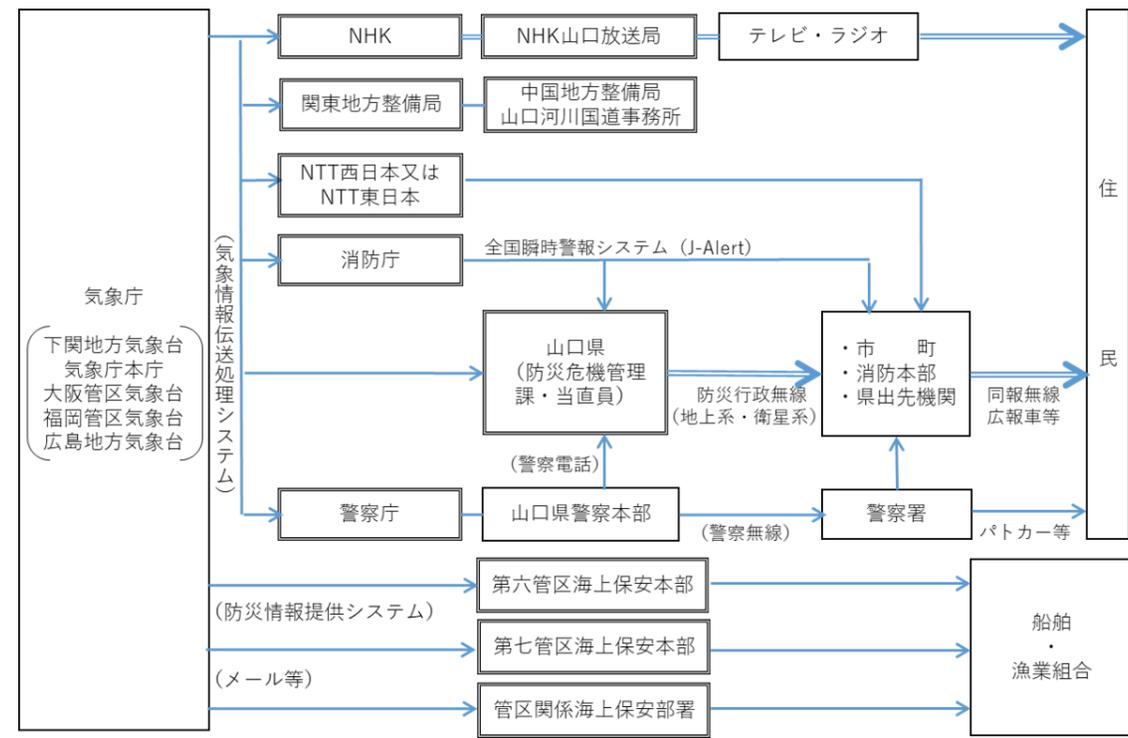


修 正 案

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達（3-2-3）



備 考

表現の適正化

現 行

修 正 案

備 考

第2項 関係機関による措置（3-2-8）

第2項 関係機関による措置（3-2-8）

関係機関	措置内容		
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	1 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達		
	(4) 急地震速報 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。 下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。		
	(5) 地震情報の種類とその内容 地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。		
	地震情報の種類	発表基準	内容
	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	
震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表。	
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の地震情報（地震回数に関する情報）」で発表。	

関係機関	措置内容		
気象台 (緊急地震速報については気象庁)	1 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達		
	(4) 急地震速報 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上 <u>または長周期地震動階級4</u> の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。 下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。		
	(5) 地震情報の種類とその内容 地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。		
	地震情報の種類	発表基準	内容
	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報 <u>または注意報</u> を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表 <u>または若干の海面変動が予想された時</u> ・緊急地震速報（警報） <u>発表時</u>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上 <u>を観測した地点と観測した震度</u> を発表。 <u>それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点名</u> を発表。	
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、 <u>個別の観測点毎に</u> 、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（ <u>地震発生から10分後程度で1回発表</u> ）。	

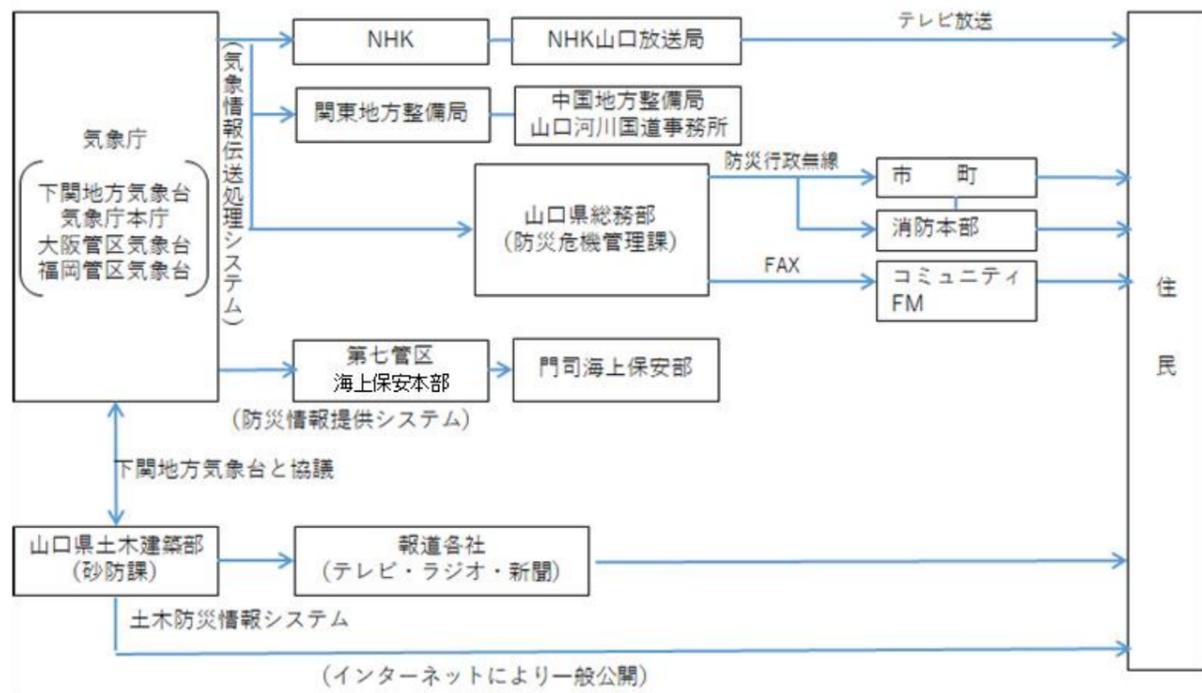
長周期地震動の追加

表現の適正化

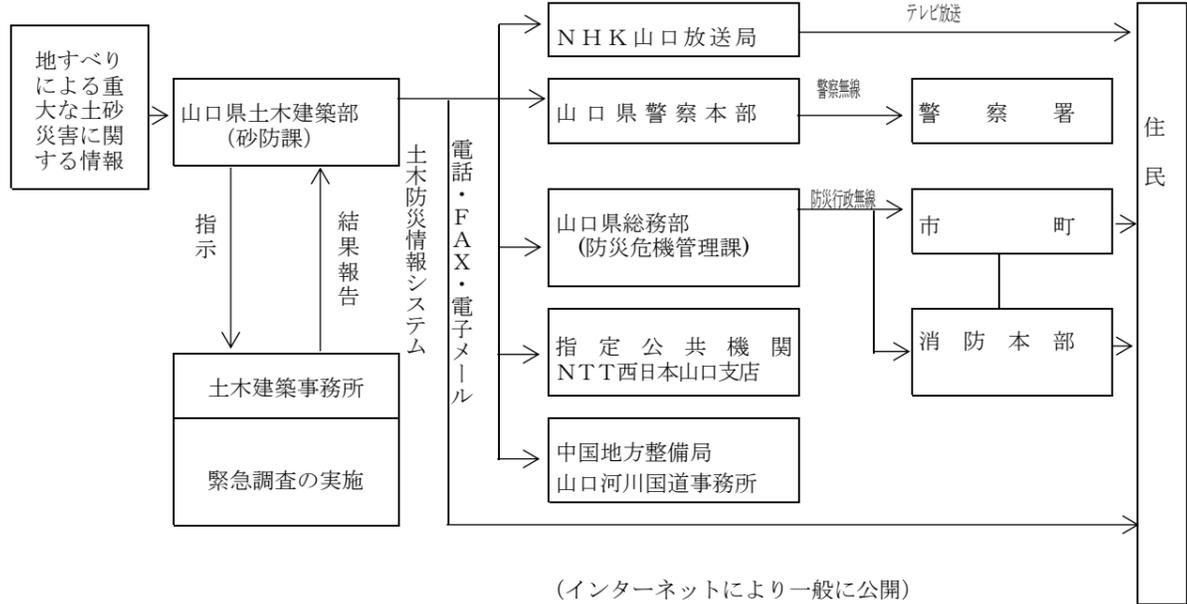
現 行			修 正 案			備 考
	<p>長周期地震動に関する観測情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 <p>推計震度分布図</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 <p>遠地地震に関する情報</p> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>その他の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、<u>地点毎</u>の長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</p> <p>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</p> <p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述し発表。</p> <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>		<p>遠地地震に関する情報</p> <p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等[※]</p> <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部等^等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p><u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u></p> <p>その他の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	<p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表[※]。</p> <p><u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</u></p> <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>	表現の適正化
市 町	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達</p> <p>(3) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない市町長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった市町長は、気象業務法施行令第10条の規定に基づき、「津波警報」を<u>発表し、適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>3 異常現象の通報</p> <p>(1) 通報系統図</p>		市 町	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達</p> <p>(3) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない<u>状況にある地</u>の市町長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなかった市町長は、気象業務法施行令第10条の規定に基づき、「津波警報」を<u>することができる。</u></p> <p>3 異常現象の通報</p> <p>(1) 通報系統図</p>	表現の適正化	
					気象台体制変更に伴う修正	

現 行

第3項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）
8 土砂災害警戒情報の伝達（3-2-17）

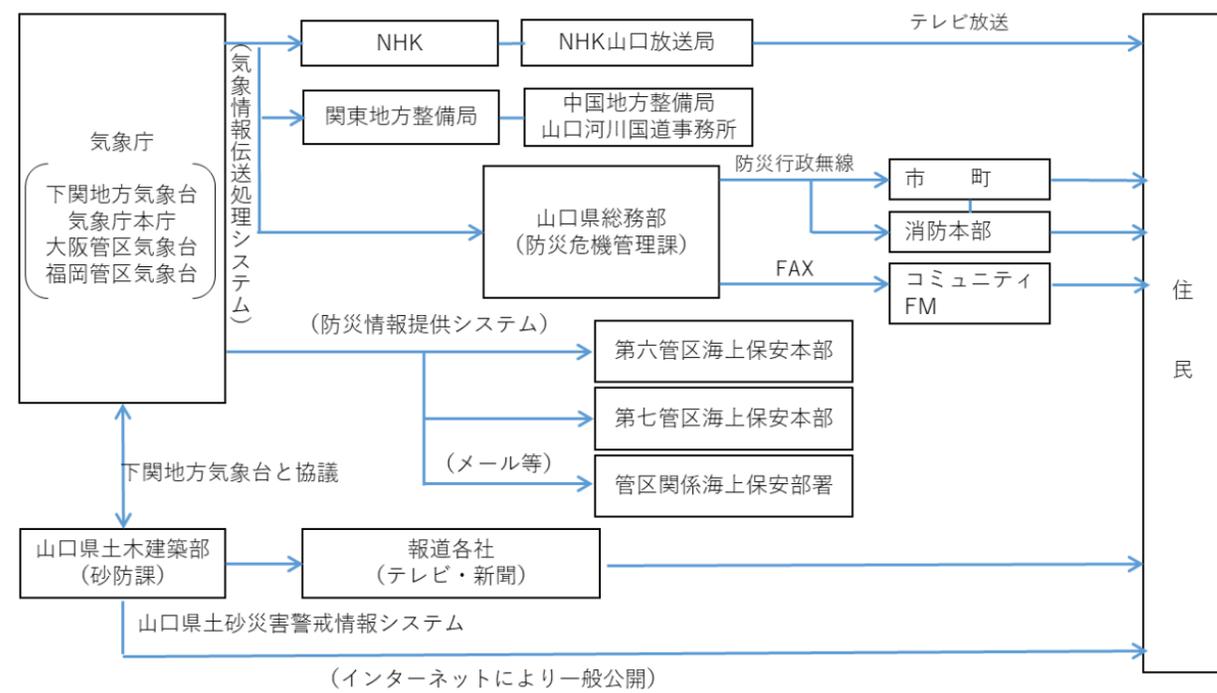


第4項 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第28条、第31条）
8 土砂災害緊急情報の伝達（3-2-18）

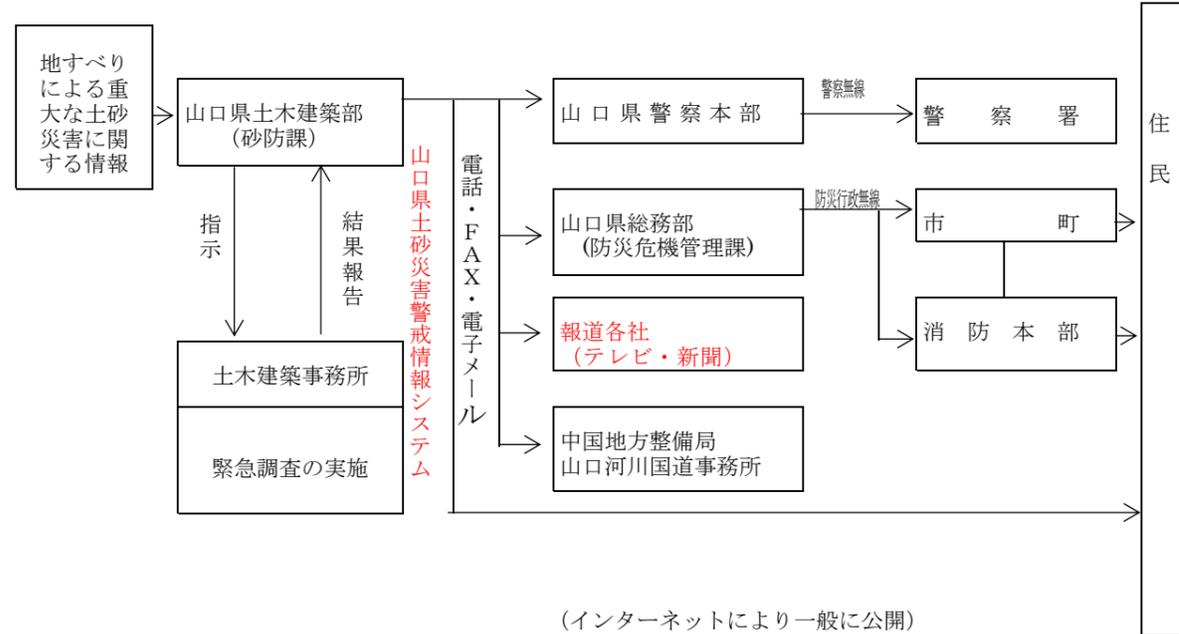


修 正 案

第3項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）
8 土砂災害警戒情報の伝達（3-2-17）



第4項 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第28条、第31条）
8 土砂災害緊急情報の伝達（3-2-18）



備 考

表現の適正化

表現の適正化

現 行

第2節 災害情報収集・伝達計画
第1項 情報収集・伝達連絡系統
2 防災関係機関等の措置(3-2-22)

区分	内容		
市町	5 直接即報		
	回線別	平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
	NTT回線	電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
	地域衛星通信 ネットワーク	電話 選択番号-048-500-90-49013 FAX 選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49102 選択番号-048-500-90-49036
県	2 収集する情報 (3) 防災関係機関等への要請		
	自衛隊ヘリコプター	第17普通科連隊(専用電話5184、第13飛行隊 所属ヘリコプター) 小月教育航空群(加入電話0832-82-1180) 上記以外の航空機による偵察に係る連絡先については「応援要請計画」により対応。	
	4 政府機関に対する報告		
	回線別	平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
	消防防災無線	電話 7-27-90-49013 FAX 7-27-90-49033	7-27-90-49012 7-27-90-49036
	地域衛星通信 ネットワーク	電話 選択番号-048-500-90-49013 FAX 選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49102 選択番号-048-500-90-49036

第4節 災害時の放送

第1項 放送局に対する放送の要請
2 地震災害等発生時における法曹養成取扱要領(3-2-37)

放送機関	連絡責任者
NHK山口放送局	放送部長

修 正 案

第2節 災害情報収集・伝達計画
第1項 情報収集・伝達連絡系統
2 防災関係機関等の措置(3-2-22)

区分	内容		
市町	5 直接即報		
	回線別	平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
	NTT回線	電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
	防災無線(衛星系)	電話 回線選択-048-500-90-49013 FAX 回線選択-048-500-90-49033	回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-90-49036
県	2 収集する情報 (3) 防災関係機関等への要請		
	陸上自衛隊航空機	第17普通科連隊(県庁内線5184) 海上自衛隊及び航空自衛隊の航空機による偵察に係る連絡先については「応援要請計画」により対応。	
	4 政府機関に対する報告		
	回線別	平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
	消防防災無線 (防災行政無線(地上系))	電話 27-90-49013 FAX 27-90-49033	27-90-49012 27-90-49036
	防災無線(衛星系)	電話 回線選択-048-500-90-49013 FAX 回線選択-048-500-90-49033	回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-90-49036

第4節 災害時の放送

第1項 放送局に対する放送の要請
2 地震災害等発生時における法曹養成取扱要領(3-2-37)

放送機関	連絡責任者
NHK山口放送局	コンテンツセンター長

備 考

表現の適正化

表現の適正化

表現の適正化

組織改編

現 行	修 正 案	備 考												
<p>第3章 救助・救急、医療等活動計画</p> <p>第2節 医療等活動計画</p> <p>第2項 医療救護体制</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(2) 機関別活動内容（3-3-5）</p> <p>イ 県</p> <p>(ウ) 医務班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言を参考にしつつ、次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人山口県立病院機構 ・日赤山口県支部 ・独立行政法人国立病院機構 ・独立行政法人地域医療機能推進機構 ・山口大学医学部 ・災害拠点病院、DMAT指定病院 ・市町立病院設置市町 ・県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会 <p><u>ケ</u> 県医師会等</p> <p><u>コ</u> 県看護協会</p> <p>県（災害救助部長）から要請があったとき又は自らの判断により、看護職員を派遣する。</p> <p>第3項 健康管理体制</p> <p>1 健康管理活動（3-3-9）</p> <p>(3) 機関別活動内容</p> <p>イ 県（災害救助部）</p> <p>(エ) 災害救助部長は、必要と認めるときは、県看護協会に対し、<u>看護職員の派遣</u>を要請する。</p> <p>第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策</p> <p>第4節 応援要請</p> <p>2 要請方法（3-5-3）</p> <table border="1" data-bbox="264 1614 1213 1978"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定</td> </tr> <tr> <td>電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 265-* - 3 (FAX) 265 衛星系 <u>264</u></td> <td>③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 <table border="1" data-bbox="780 1896 1199 1950"> <tr> <td>消防防災航空隊</td> <td>運航委託会社</td> </tr> </table></td> </tr> </table>	山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定		電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 265-* - 3 (FAX) 265 衛星系 <u>264</u>	③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 <table border="1" data-bbox="780 1896 1199 1950"> <tr> <td>消防防災航空隊</td> <td>運航委託会社</td> </tr> </table>	消防防災航空隊	運航委託会社	<p>第3章 救助・救急、医療等活動計画</p> <p>第2節 医療等活動計画</p> <p>第2項 医療救護体制</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(2) 機関別活動内容（3-3-5）</p> <p>イ 県</p> <p>(ウ) 医務班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言を参考にしつつ、次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人山口県立病院機構 ・日赤山口県支部 ・独立行政法人国立病院機構 ・独立行政法人地域医療機能推進機構 ・山口大学医学部 ・災害拠点病院、DMAT指定病院 ・<u>災害支援ナース派遣協定締結医療機関等</u> ・市町立病院設置市町 ・県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会 <p><u>ケ</u> <u>災害支援ナース派遣協定締結医療機関</u> <u>県看護協会の調整により、県（災害救助部長）から災害支援ナースの派遣要請があったときは、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施する。</u></p> <p><u>コ</u> 県医師会等</p> <p><u>サ</u> 県看護協会</p> <p>県（災害救助部長）から<u>災害支援ナース等の派遣調整</u>の要請があったとき又は自らの判断により<u>看護職員の派遣が必要と認められたときは、医療機関に要請を行う。</u></p> <p>第3項 健康管理体制</p> <p>1 健康管理活動（3-3-9）</p> <p>(3) 機関別活動内容</p> <p>イ 県（災害救助部）</p> <p>(エ) 災害救助部長は、必要と認めるときは、県看護協会に対し、<u>災害支援ナース等の派遣調整</u>を要請する。</p> <p>第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策</p> <p>第4節 応援要請</p> <p>2 要請方法（3-5-3）</p> <table border="1" data-bbox="1567 1614 2516 1978"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定</td> </tr> <tr> <td>電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 265-* - 3 (FAX) 265 衛星系 <u>035-264</u></td> <td>③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 <table border="1" data-bbox="2086 1896 2504 1950"> <tr> <td>消防防災航空隊</td> <td>運航委託会社</td> </tr> </table></td> </tr> </table>	山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定		電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 265-* - 3 (FAX) 265 衛星系 <u>035-264</u>	③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 <table border="1" data-bbox="2086 1896 2504 1950"> <tr> <td>消防防災航空隊</td> <td>運航委託会社</td> </tr> </table>	消防防災航空隊	運航委託会社	<p>医療法改正に伴う追加</p> <p>医療法改正に伴う追加</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定														
電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 265-* - 3 (FAX) 265 衛星系 <u>264</u>	③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 <table border="1" data-bbox="780 1896 1199 1950"> <tr> <td>消防防災航空隊</td> <td>運航委託会社</td> </tr> </table>	消防防災航空隊	運航委託会社											
消防防災航空隊	運航委託会社													
山口県消防防災航空センター 運行責任者（所長） ④出勤可否決定														
電 話 0836-37-6422 F A X 0836-37-6423 防災無線 地上系 265-* - 3 (FAX) 265 衛星系 <u>035-264</u>	③出勤、運航準備指示 ・航空消防活動指揮者と機長協議 ・天候判断、運行可否決定 <table border="1" data-bbox="2086 1896 2504 1950"> <tr> <td>消防防災航空隊</td> <td>運航委託会社</td> </tr> </table>	消防防災航空隊	運航委託会社											
消防防災航空隊	運航委託会社													

現 行	修 正 案	備 考																
<p>第6節 航空機の効率的運用と安全対策（3-5-4）</p> <p><u>2</u> 緊急用務空域の指定 航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。</p> <p><u>3</u> 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請 国土交通省から緊急用務空域において無人航空機の飛行を行おうとする者等からの申請内容の通知があった場合、災害状況や活動状況を踏まえ、無人航空機の飛行の可否を判断し、国土交通省へその結果を回答するものとする。</p> <p>第6章 応援要請計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第2項 災害派遣要請の手続き（3-6-11）</p> <p>2 要請手続</p> <p>(3) 災害派遣連絡窓口一覧表</p> <table border="1" data-bbox="261 821 1389 1073"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要請先</th> <th>所在地</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊に対するもの</td> <td>第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監</td> <td>山口市上野舎784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)217) 広島県安芸郡海田町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)</td> <td>車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7章 緊急輸送計画</p> <p>第3節 輸送車両等の確保</p> <p>第2項 調達（3-7-7）</p> <p>【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】</p> <p>3 防長交通株式会社</p> <p>(1) 災害時、県又は市町から人員輸送の協力依頼を受ける場合は、「防長交通株式会社災害時連絡系統図」による本社<u>営業部</u>又は営業所で要請に応じる。</p> <p>(2) 協力依頼を受理したときの措置</p> <p>ア 営業所長は、県又は市町から協力依頼を受理したときは、予備車をもって輸送力を確保する。</p> <p>イ 受理営業所において協力要請に対応できる車両が不足したときは、隣接営業所に応援を求めて確保する。</p> <p>ウ 上記の措置を講じてもおお輸送力が確保できないとき又は大規模な災害で、数営業所を統合してその対策を必要とするときは、本社<u>営業部</u>が全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。</p> <p>第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画</p> <p>第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与</p> <p>2 給（貸）与の方法</p> <p>(2) 物資の確保及び購入の措置（3-9-10）</p> <p>イ 物資の確保について、<u>商工総務班</u>が協力するものとする。</p>	区分	要請先	所在地	活動内容	陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上野舎784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)217) 広島県安芸郡海田町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動	<p>第6節 航空機の効率的運用と安全対策（3-5-4）</p> <p><u>2</u> <u>航空情報（ノータム）の発行</u> <u>航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 緊急用務空域の指定 航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。</p> <p><u>4</u> 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請 国土交通省から緊急用務空域において無人航空機の飛行を行おうとする者等からの申請内容の通知があった場合、災害状況や活動状況を踏まえ、無人航空機の飛行の可否を判断し、国土交通省へその結果を回答するものとする。</p> <p>第6章 応援要請計画</p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第2項 災害派遣要請の手続き（3-6-11）</p> <p>2 要請手続</p> <p>(3) 災害派遣連絡窓口一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1596 821 2724 1073"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要請先</th> <th>所在地</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊に対するもの</td> <td>第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監</td> <td>山口市上野舎784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)035-217) 広島県安芸郡海田町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)</td> <td>車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7章 緊急輸送計画</p> <p>第3節 輸送車両等の確保</p> <p>第2項 調達（3-7-7）</p> <p>【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】</p> <p>3 防長交通株式会社</p> <p>(1) 災害時、県又は市町から人員輸送の協力依頼を受ける場合は、「防長交通株式会社災害時連絡系統図」による本社<u>運行管理部</u>又は営業所で要請に応じる。</p> <p>(2) 協力依頼を受理したときの措置</p> <p>ア 営業所長は、県又は市町から協力依頼を受理したときは、予備車をもって輸送力を確保する。</p> <p>イ 受理営業所において協力要請に対応できる車両が不足したときは、隣接営業所に応援を求めて確保する。</p> <p>ウ 上記の措置を講じてもおお輸送力が確保できないとき又は大規模な災害で、数営業所を統合してその対策を必要とするときは、本社<u>運行管理部</u>が全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。</p> <p>第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画</p> <p>第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与</p> <p>2 給（貸）与の方法</p> <p>(2) 物資の確保及び購入の措置（3-9-10）</p> <p>イ 物資の確保について、<u>産業総務班</u>が協力するものとする。</p>	区分	要請先	所在地	活動内容	陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上野舎784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)035-217) 広島県安芸郡海田町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動	<p>中央防災会議 防災基本計画 の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>組織改編</p> <p>表現の適正化</p>
区分	要請先	所在地	活動内容															
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上野舎784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)217) 広島県安芸郡海田町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動															
区分	要請先	所在地	活動内容															
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上野舎784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)035-217) 広島県安芸郡海田町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動															

現 行	修 正 案	備 考								
<p>第10章 保健衛生・動物愛護管理計画</p> <p>第1節 防疫及び食品衛生監視</p> <p>第1項 防疫活動（3-10-2）</p> <p>災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき被災地の市町長が実施するものであるが、被災市町のみによることは困難であることから、被災市町、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。</p> <p>第3節 災害廃棄物等処理計画</p> <p>第3項 障害物除去計画</p> <p>2 その他の障害物の除去</p> <p>(2)河川・港湾、漁港関係障害物除去計画（3-10-18）</p> <table border="1" data-bbox="195 621 1347 793"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 中国地方整備局</td> <td>所管する河川について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第11章 応急住宅計画</p> <p>第2節 被災住宅の応急修理</p> <p>第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件（3-11-4）</p> <p>災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。</p> <p>第2項 対象者の調査及び選定（3-11-4）</p> <p><u>市町が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市町が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、当該市町に選定事務を委任する。</u></p> <p>第3項 応急修理の方法、基準（3-11-4）</p> <p>1 応急修理の方法等</p> <p>(1) <u>市町長が、建設業者に請負わせるか又は市町直営工事により行う。</u>建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、（社）山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び（一社）山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。</p>	機関名	対 策	国土交通省 中国地方整備局	所管する河川について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。	<p>第10章 保健衛生・動物愛護管理計画</p> <p>第1節 防疫及び食品衛生監視</p> <p>第1項 防疫活動（3-10-2）</p> <p>災害時における防疫は、県 <u>（山口県事務委任規則第三十一条第5項第1号(34)及び(36)により保健所長へ事務委任）</u>の指示・命令に基づき被災地の市町長が実施するものであるが、被災市町のみによることは困難であることから、被災市町、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。</p> <p>第3節 災害廃棄物等処理計画</p> <p>第3項 障害物除去計画</p> <p>2 その他の障害物の除去</p> <p>(2)河川・港湾、漁港関係障害物除去計画（3-10-18）</p> <table border="1" data-bbox="1501 621 2653 793"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 中国地方整備局</td> <td>所管する施設について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第11章 応急住宅計画</p> <p>第2節 被災住宅の応急修理</p> <p>第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件（3-11-4）</p> <p><u>1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理</u></p> <p><u>(1) 災害発生によって住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。</u></p> <p><u>(2) 全壊又は全焼等の被害を受けた者で、修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある者。</u></p> <p><u>2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p>災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。</p> <p>第2項 対象者の調査及び選定（3-11-4）</p> <p><u>1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理</u></p> <p><u>市町が、現場における目視による確認や被災者の持参する写真等に基づき調査し、県が選定する。</u></p> <p><u>2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p><u>市町が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市町が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。</u></p> <p><u>3 上記1、2は、場合によっては、県から被災市町への事務委任により実施する。</u></p> <p>第3項 応急修理の方法、基準（3-11-4）</p> <p>1 応急修理の方法等</p> <p>(1) <u>住家の被害の拡大を防止する緊急の修理の実施は、市町長から建設業者への請負又は、市町から被災者に対してブルーシート、ロープ、土のう袋等の資材を給与し、被災者自らの施工により行う。</u>建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、（社）山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び（一社）山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。</p> <p><u>なお、被災者自らが行う場合は、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・NPO 団体、ボランティア、消防団等の団体等の協力を得ることが望ましい。</u></p>	機関名	対 策	国土交通省 中国地方整備局	所管する施設について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。	<p>事務委任の明示</p> <p>表現の適正化</p> <p>国の事務取扱要領の改正に伴う修正</p>
機関名	対 策									
国土交通省 中国地方整備局	所管する河川について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。									
機関名	対 策									
国土交通省 中国地方整備局	所管する施設について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。									

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社) JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、(一社) 日本蔦工業連合会及び(一社) 災害復旧職人派遣協会に支援を依頼する。</p> <p>(3) <u>応急修理は、日常生活に必要な欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)及び屋根の応急対応に限るものとする。</u></p> <p>(4) 他の者が行う応急修理は排除しない。</p> <p>ア 家主が借家を修繕する場合</p> <p>イ 親類縁者の相互扶助による場合</p> <p>ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>2 修理の期間</u></p> <p>(1) 災害発生の日から3月(災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)以内に完成させるものとする。</p> <p>(2) 期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、内閣総理大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。</p>	<p>(2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社) JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、(一社) 日本蔦工業連合会及び(一社) 災害復旧職人派遣協会に支援を依頼する。</p> <p>(3) <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施は、市町長から建設業者への請負又は市町直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社) 山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社) 山口県電業協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。</u></p> <p>(4) <u>大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社) JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合に支援を依頼する。</u></p> <p>(5) <u>以下の他の者が行う応急修理は排除しない。</u></p> <p>ア 家主が借家を修繕する場合</p> <p>イ 親類縁者の相互扶助による場合</p> <p>ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合</p> <p><u>2 修理の範囲</u></p> <p>(1) <u>住家の被害の拡大を防止する緊急の修理</u> <u>住家の屋根、外壁、建具(玄関、窓、サッシ等)について、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分に限るものとする。</u></p> <p>(2) <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>日常生活に必要な欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)及び日常生活に欠くことのできない破損箇所(土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等)に限るものとする。</u></p> <p><u>3 修理の期間</u></p> <p>(1) <u>住家の被害の拡大を防止する緊急の修理</u> <u>災害発生の日から10日以内に完成させるものとする。</u></p> <p>(2) <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> 災害発生の日から3月(災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)以内に完成させるものとする。</p> <p>(3) <u>修理の期間の延長</u> <u>上記(1)、(2)の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、内閣総理大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。</u></p>	<p>国の事務取扱要領の改正に伴う修正</p>

現 行

第12章 水防・消防、危険物等対策計画

第1節 水防活動計画

第1項 水防活動体制の確立

2 水防組織（3-12-3）

配備課所	業務内容
砂防課	1 公共土木施設（国土交通省所管）の被害の取りまとめに関する事。 2 <u>土木防災情報システム（砂防系）</u> に関する事。 3 その他、砂防課所管業務の水防に関する事。
河川課	1 水防に関する指示の伝達に関する事。 2 雨量、水位の情報収集、通報及び状況判断に関する事。 3 水防警報、水防緊急対策及び技術指導に関する事。 4 洪水予報の実施、伝達に関する事。 5 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関する事。 6 報道機関への水位情報・水防警報発表状況の情報提供に関する事。 7 土木防災情報システム <u>（河川系）</u> に関する事。 8 ダムの操作に関する事。 9 その他、河川課所管業務の水防に関する事。

第16章 応急教育計画

第1節 文教対策

第2項 児童生徒等の安全対策

1 応急対策

(2) 災害時の対応（3-16-4）

ウ 校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会（県立大学及び私立学校にあっては、学事文書課）にその旨の報告を行い、市町教育委員会は、教育庁 教育政策課 に休校の状況を報告することとする。

第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

第1節 電力施設

第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱

3 災害応急対策（3-17-3）

事項	対応措置
(3) 災害時における県への情報伝達	<p>ウ 伝統系統図 (7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 中国電力（株）山口支社 災害対策室広報班 <u>ホットライン</u> 5180 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 県災害対策本部 （産業労働部） <u>ホットライン</u> 2452 </div> </div>

修 正 案

第12章 水防・消防、危険物等対策計画

第1節 水防活動計画

第1項 水防活動体制の確立

2 水防組織（3-12-3）

配備課所	業務内容
砂防課	① 公共土木施設（国土交通省所管）の被害の取りまとめに関する事。 ② <u>山口県土砂災害警戒情報システム</u> に関する事。 ③ その他、砂防課所管業務の水防に関する事。
河川課	① 水防に関する指示の伝達に関する事。 ② 雨量、水位の情報収集、通報及び状況判断に関する事。 ③ 水防警報、水防緊急対策及び技術指導に関する事。 ④ 洪水予報の実施、伝達に関する事。 ⑤ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達に関する事。 ⑥ 報道機関への水位情報・水防警報発表状況の情報提供に関する事。 ⑦ 土木防災情報システムに関する事。 ⑧ ダムの操作に関する事。 ⑨ その他、河川課所管業務の水防に関する事。

第16章 応急教育計画

第1節 文教対策

第2項 児童生徒等の安全対策

1 応急対策

(2) 災害時の対応（3-16-4）

ウ 校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会（県立大学及び私立学校にあっては、学事文書課）にその旨の報告を行い、市町教育委員会は、教育庁 学校運営・施設整備室 に休校の状況を報告することとする。

第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

第1節 電力施設

第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱

3 災害応急対策（3-17-3）

事項	対応措置
(3) 災害時における県への情報伝達	<p>ウ 伝統系統図 (7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 中国電力（株）山口支社 災害対策室広報班 <u>県庁内線</u> 5180 </div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 県災害対策本部 （産業労働部） <u>県庁内線</u> 2452 </div> </div>

備 考

表現の適正化

表現の適正化

表現の適正化

現 行	修 正 案	備 考																																																											
<p>第18章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設</p> <p>第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策</p> <p>1 道路・橋梁</p> <p>(1) 災害時の応急措置（3-18-3）</p> <table border="1" data-bbox="270 344 1386 806"> <tr> <th>実施機関名</th> <th colspan="4">応急措置</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">西日本高速道路株式会社</td> <td colspan="4">エ 地震発生時における交通規制の基準は、概ね次により行う。</td> </tr> <tr> <th>道路構造等</th> <th>指標</th> <th>速度規制協議</th> <th>通行止</th> </tr> <tr> <td>一般的な構造を有する区間</td> <td>計測震度（震度階級）</td> <td>4.0以上 5.0未満 （震度4以上）</td> <td>5.0以上 （震度5強以上）</td> </tr> <tr> <td><u>注意が必要な箇所を有する区間（※）</u></td> <td><u>計測震度（震度階級）</u></td> <td><u>4.0以上</u> <u>4.5未満</u> <u>（震度4以上）</u></td> <td><u>4.5以上</u> <u>（震度5弱以上）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5"><u>※山口県の高速度道路（R2.2.28現在）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>道路名称</u></td> <td colspan="3"><u>区間</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>中国道</u></td> <td colspan="3"><u>美祢～美祢西</u></td> </tr> </table> <p>第3節 鉄道施設</p> <p>第3項 応急復旧</p> <p>1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（3-18-15）</p> <p>図中 <u>アマチュア無線技師</u></p> <p>第19章 広域消防応援・受援に係る計画</p> <p>第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画</p> <p>第7項 その他</p> <p>1 情報共有（3-19-11）</p> <p>(1) 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、<u>支援情報共有ツール</u>、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム<u>及び支援情報共有ツール</u>を活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。</p> <p>12 情報共有（3-19-16）</p> <p>被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム<u>及び支援情報共有ツール</u>を活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。</p> <p>第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第3項 避難対策等（3-20-10）</p> <p>7 県は、居住者等が津波<u>来襲</u>時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。</p>	実施機関名	応急措置				西日本高速道路株式会社	エ 地震発生時における交通規制の基準は、概ね次により行う。				道路構造等	指標	速度規制協議	通行止	一般的な構造を有する区間	計測震度（震度階級）	4.0以上 5.0未満 （震度4以上）	5.0以上 （震度5強以上）	<u>注意が必要な箇所を有する区間（※）</u>	<u>計測震度（震度階級）</u>	<u>4.0以上</u> <u>4.5未満</u> <u>（震度4以上）</u>	<u>4.5以上</u> <u>（震度5弱以上）</u>	<u>※山口県の高速度道路（R2.2.28現在）</u>					<u>道路名称</u>		<u>区間</u>			<u>中国道</u>		<u>美祢～美祢西</u>			<p>第18章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策</p> <p>1 道路・橋梁</p> <p>(1) 災害時の応急措置（3-18-3）</p> <table border="1" data-bbox="1576 302 2674 764"> <tr> <th>実施機関名</th> <th colspan="4">応急措置</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">西日本高速道路株式会社</td> <td colspan="4">エ 地震発生時における交通規制の基準は、概ね次により行う。</td> </tr> <tr> <th>道路構造等</th> <th>指標</th> <th>速度規制協議</th> <th>通行止</th> </tr> <tr> <td>一般的な構造を有する区間</td> <td>計測震度（震度階級）</td> <td>4.0以上 5.0未満 （震度4以上）</td> <td>5.0以上 （震度5強以上）</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第3節 鉄道施設</p> <p>第3項 応急復旧</p> <p>1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（3-18-15）</p> <p>図中 <u>アマチュア無線技士</u></p> <p>第19章 広域消防応援・受援に係る計画</p> <p>第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画</p> <p>第7項 その他</p> <p>1 情報共有（3-19-11）</p> <p>(1) 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。</p> <p>12 情報共有（3-19-16）</p> <p>被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。</p> <p>第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第3項 避難対策等（3-20-10）</p> <p>7 県は、居住者等が津波<u>襲来</u>時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。</p>	実施機関名	応急措置				西日本高速道路株式会社	エ 地震発生時における交通規制の基準は、概ね次により行う。				道路構造等	指標	速度規制協議	通行止	一般的な構造を有する区間	計測震度（震度階級）	4.0以上 5.0未満 （震度4以上）	5.0以上 （震度5強以上）	<u>(削除)</u>				<p>工事完了に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>消防庁システムの運用変更</p> <p>表現の適正化</p>
実施機関名	応急措置																																																												
西日本高速道路株式会社	エ 地震発生時における交通規制の基準は、概ね次により行う。																																																												
	道路構造等	指標	速度規制協議	通行止																																																									
	一般的な構造を有する区間	計測震度（震度階級）	4.0以上 5.0未満 （震度4以上）	5.0以上 （震度5強以上）																																																									
	<u>注意が必要な箇所を有する区間（※）</u>	<u>計測震度（震度階級）</u>	<u>4.0以上</u> <u>4.5未満</u> <u>（震度4以上）</u>	<u>4.5以上</u> <u>（震度5弱以上）</u>																																																									
<u>※山口県の高速度道路（R2.2.28現在）</u>																																																													
<u>道路名称</u>		<u>区間</u>																																																											
<u>中国道</u>		<u>美祢～美祢西</u>																																																											
実施機関名	応急措置																																																												
西日本高速道路株式会社	エ 地震発生時における交通規制の基準は、概ね次により行う。																																																												
	道路構造等	指標	速度規制協議	通行止																																																									
	一般的な構造を有する区間	計測震度（震度階級）	4.0以上 5.0未満 （震度4以上）	5.0以上 （震度5強以上）																																																									
	<u>(削除)</u>																																																												

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>第6項 交通対策（3-20-12）</p> <p>1 道路 県公安委員会及び道路管理者は、津波<u>来襲</u>のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。</p> <p>2 海上及び航空 (1) 徳山・広島・門司海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等、必要な措置を実施するものとする。 (2) 空港管理者は、津波の<u>来襲</u>するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の<u>来襲</u>のおそれがある旨を周知する。</p>	<p>第6項 交通対策（3-20-12）</p> <p>1 道路 県公安委員会及び道路管理者は、津波<u>襲来</u>のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。</p> <p>2 海上及び航空 (1) 徳山・広島・門司海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等、必要な措置を実施するものとする。 (2) 空港管理者は、津波の<u>襲来</u>するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の<u>襲来</u>のおそれがある旨を周知する。</p>	<p>表現の適正化</p>																														
<p>第4編 復旧・復興計画</p> <p>第1章 復旧・復興活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-7）</p> <table border="1" data-bbox="189 831 1383 1329"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> <th>地方機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産 対策部</td> <td>漁港漁村</td> <td>漁港漁場 整備課</td> <td>27 漁港関係施設の被害状況調査及び復旧・復興対策に関すること。 28 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あつせんに関すること。 29 市町の漁港関係施設の復旧・復興対策への支援に関すること。</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>土木建築 対策部</td> <td>河川</td> <td>河川課</td> <td>7 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸に係る被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。 8 ダム施設の被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。</td> <td>ダム管理事務所 <u>錦川総合開発事務所</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	農林水産 対策部	漁港漁村	漁港漁場 整備課	27 漁港関係施設の被害状況調査及び復旧・復興対策に関すること。 28 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あつせんに関すること。 29 市町の漁港関係施設の復旧・復興対策への支援に関すること。	<u>(追加)</u>	土木建築 対策部	河川	河川課	7 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸に係る被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。 8 ダム施設の被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。	ダム管理事務所 <u>錦川総合開発事務所</u>	<p>第4編 復旧・復興計画</p> <p>第1章 復旧・復興活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-7）</p> <table border="1" data-bbox="1495 831 2689 1329"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> <th>地方機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産 対策部</td> <td>漁港漁村</td> <td>漁港漁場 整備課</td> <td>27 漁港関係施設の被害状況調査及び復旧・復興対策に関すること。 28 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あつせんに関すること。 29 市町の漁港関係施設の復旧・復興対策への支援に関すること。</td> <td><u>農林水産事務所</u> <u>下関水産振興局</u></td> </tr> <tr> <td>土木建築 対策部</td> <td>河川</td> <td>河川課</td> <td>7 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸に係る被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。 8 ダム施設の被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。</td> <td>ダム管理事務所 <u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	農林水産 対策部	漁港漁村	漁港漁場 整備課	27 漁港関係施設の被害状況調査及び復旧・復興対策に関すること。 28 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あつせんに関すること。 29 市町の漁港関係施設の復旧・復興対策への支援に関すること。	<u>農林水産事務所</u> <u>下関水産振興局</u>	土木建築 対策部	河川	河川課	7 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸に係る被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。 8 ダム施設の被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。	ダム管理事務所 <u>(削除)</u>	<p>表現の適正化</p> <p>組織改編</p>
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関																												
農林水産 対策部	漁港漁村	漁港漁場 整備課	27 漁港関係施設の被害状況調査及び復旧・復興対策に関すること。 28 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あつせんに関すること。 29 市町の漁港関係施設の復旧・復興対策への支援に関すること。	<u>(追加)</u>																												
土木建築 対策部	河川	河川課	7 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸に係る被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。 8 ダム施設の被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。	ダム管理事務所 <u>錦川総合開発事務所</u>																												
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関																												
農林水産 対策部	漁港漁村	漁港漁場 整備課	27 漁港関係施設の被害状況調査及び復旧・復興対策に関すること。 28 救援物資の荷揚げ場所としての漁港施設の確保あつせんに関すること。 29 市町の漁港関係施設の復旧・復興対策への支援に関すること。	<u>農林水産事務所</u> <u>下関水産振興局</u>																												
土木建築 対策部	河川	河川課	7 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸に係る被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。 8 ダム施設の被害状況調査及び復旧・復興対策並びに二次災害の防止に関すること。	ダム管理事務所 <u>(削除)</u>																												
<p>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画</p> <p>第2節 災害復旧事業の推進</p> <p>第1項 災害復旧事業の種別（4-3-2）</p> <p>1 公共土木施設災害復旧事業</p> <p>(1) 河川 (2) 海岸 (3) 砂防設備 (4) 林地荒廃防止施設 (5) 地すべり防止施設 (6) 急傾斜地崩壊防止施設 (7) 道路 (8) 港湾 (9) 漁港 <u>(10) 下水道</u> <u>(11) 公園</u></p>	<p>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画</p> <p>第2節 災害復旧事業の推進</p> <p>第1項 災害復旧事業の種別（4-3-2）</p> <p>1 公共土木施設災害復旧事業</p> <p>(1) 河川 (2) 海岸 (3) 砂防設備 (4) 林地荒廃防止施設 (5) 地すべり防止施設 (6) 急傾斜地崩壊防止施設 (7) 道路 (8) 港湾 (9) 漁港 <u>(10) 水道</u> <u>(11) 下水道</u> <u>(12) 公園</u></p>	<p>生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の成立に伴う修正</p>																														

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 農林水産業施設災害復旧事業 3 都市災害復旧事業 <u>4</u> <u>水道施設災害復旧事業</u> <u>5</u> 社会福祉施設災害復旧事業 <u>6</u> 公立学校災害復旧事業 <u>7</u> 公営住宅災害復旧事業 <u>8</u> 公立医療施設災害復旧事業 <u>9</u> その他の災害復旧事業</p> <p>第5項 災害復旧事業に係る資金の確保（4-3-3）</p> <p>1 国庫負担又は補助 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおり。</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (3) 公営住宅法 (4) 土地区画整理法 (5) 海岸法 (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (8) 予防接種法 (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和37年8月14日建設省都市局長通達） (11) 生活保護法 (12) 児童福祉法 (13) 身体障害者福祉法 (14) 知的障害者福祉法 (15) 売春防止法 (16) 老人福祉法 (17) 水道法 <u>(18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱</u> <u>(19) 下水道法</u> <u>(20) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱</u> <u>(21) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱</u> <u>(22) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱</u> <u>(23) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知）</u></p>	<p>2 農林水産業施設災害復旧事業 3 都市災害復旧事業 <u>4</u> 社会福祉施設災害復旧事業 <u>5</u> 公立学校災害復旧事業 <u>6</u> 公営住宅災害復旧事業 <u>7</u> 公立医療施設災害復旧事業 <u>8</u> その他の災害復旧事業 <u>9</u> <u>(削除)</u></p> <p>第5項 災害復旧事業に係る資金の確保（4-3-3）</p> <p>1 国庫負担又は補助 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおり。</p> <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (3) 公営住宅法 (4) 土地区画整理法 (5) 海岸法 (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (8) 予防接種法 (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和37年8月14日建設省都市局長通達） (11) 生活保護法 (12) 児童福祉法 (13) 身体障害者福祉法 (14) 知的障害者福祉法 (15) 売春防止法 (16) 老人福祉法 (17) 水道法 <u>(18) 下水道法</u> <u>(19) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱</u> <u>(20) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱</u> <u>(21) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱</u> <u>(22) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知）</u> <u>(23) (削除)</u></p>	<p>生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の成立に伴う修正</p>